

第440回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年8月10日（木）
- 2 開催年月日 令和5年9月6日（水）午後2時00分から午後2時50分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（10名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、
亘理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員

[欠席5名：菅野信弘委員、八木橋美紀委員、金澤秀男委員、白健一郎委員、
斎藤千加子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当
課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、堀越主任主査、高橋主査、高梨
主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古
水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、
横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

和合真也

5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 海区漁場計画の変更案について（諮問）

第3号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

6 報告事項

定置漁業権の免許をすべき者の審査基準（案）について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第440回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案でございますが、知事許可漁業の制限措置と定置漁業権に係る海区漁場計画の変更案の2件の諮問、それから、公聴会の日時等の決定についてでございます。

また、県からの報告事項も1件ございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長によりお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、八木橋委員、金澤委員、斎藤委員が欠席でございます。また、自委員からも急遽、欠席の連絡が入りましたので、5名の委員が欠席となりますが、10名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、三田地委員と渡部委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第9号、第13号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の10ページから13ページにかけて抜粋して整理してございます。

最初に、10ページを御覧願います。今回の制限措置等を定めようとする漁業でございますが、県漁業調整規則第4条の太字で下線を引いて表記している所になりますが、第1項第9号の「火光利用敷網漁業」、第13号の「さけはえ縄漁業」及び第14号の「いるか突棒漁業」の3つの漁業が対象でございます。

また、制限措置として定める項目等につきましては、11ページと13ページに抜粋して整理してございますが、これまでも知事からの諮問の都度、規定の内容は説明させていただいておりますので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。後ほど御確認いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年8月30日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案のタイトルと同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令・関係条項の記載があり、結びに委員会の意見を求めることが記載されてございます。

2ページ以降に、対象となる漁業ごとの制限措置の内容等の資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課漁業調整課長の太田でございます。それでは、私の方から諮問第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等」につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料の8ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」を御覧ください。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数など、1の(2)の表の着色した項目、この部分を「制限措置」として定めまして、その内容をあらかじめ公示することとされております。今回お諮りしますのは、(3)の表「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類」の中に着色しておりますが、8番の「火光利用敷網漁業」、12番の「さけはえ縄漁業」、13番の「いるか突棒漁業」でございます。

次の9ページを御覧ください。制限措置のうち、「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」について、御説明いたします。(1)の「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業」につきまして、アの「火光利用敷網漁業」につきましては、令和5年12月31日に許可の有効期間が満了することから、令和4年12月31日現在の許可数を基準とし、要望調査の結果と業界団体の意見を踏まえ、要望数と同数の許可枠を定めようとするものでございます。許可の数は、「いかなご棒受網漁業」で合計138件、「いかなご、しろうお、しろうお棒受網漁業」で合計19件の公示を予定しているところでございます。

続きまして、イの「さけはえ縄漁業」についてでございます。こちらは、令和5年8月2日開催の第439回岩手海区漁業調整委員会に制限措置を諮問し、同委員会において許可の要望数を許可枠とすることについて答申いただき、同月9日付けで公示を行ったところでございます。今般、久慈管内におきまして、許可申請希望の一部が許可枠に反映

されていなかったことが判明したことから、これを追加で定めることについて、今回、お諮りするものでございます。追加で公示する許可の数は、久慈管内の「操業区域1」を対象とする27件でございます。

続きまして、ウの「いるか突棒漁業」でございますが、こちらは県外船を対象とするものでございます。これにつきましては、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯を考慮いたしまして、令和4年12月31日現在の許可数を基準とし、業界団体の意見を踏まえて、要望数と同数の合計3件を許可枠として公示するものでございます。

ただ今、御説明した漁業に係る制限措置につきましては、資料の2ページから7ページに公示案をお示ししておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成でございますので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「海区漁場計画の変更案について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

本議案に係る資料といたしましては、この水色の表紙の資料のほか、別冊1の「定置漁業権の漁場計画（案）説明資料」というものと、別冊2の「岩手海区漁場計画（変更案）」、それから別冊3の「定置漁業権毎の漁場図」がございますが、事務局からは、水色の表紙の資料で、諮問の根拠法令等について御説明させていただきます。

第2号議案、「海区漁場計画の変更案について（諮問）」。「要旨、岩手県知事から、漁業法第64条第8項で準用する同条第4項の規定により、海区漁場計画の変更案について、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、資料の3ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。

今般、県から諮問のありました海区漁場計画の変更案は、来年、3月1日に切替えとなります定置漁業権に係るものでございます。この海区漁場計画で定めるべき事項につきましては、中ほどの第62条第2項で規定されてございまして、今般の定置漁業権に関する事項といたしましては、第1号のイ、「漁場の位置及び区域」からニの「存続期間」までが該当いたします。さらに、次の第63条では、海区漁場計画の要件等として、第1項第1号において、「海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。」が規定されてございます。

また、この海区漁場計画を作成する手続きにつきましては、次の第64条で順序立てて規定されておりました、次の4ページにまたがりませんが、県では、同条第1項から第3項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴いたうえで、計画の内容を検討し、計画案を作成すること、4ページの第4項で、その海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが規定されております。これらの規定につきましては、第8項で、「海区漁場計画の変更について準用する。」ことの規定がございまして、これが今般の諮問の根拠となるものでございます。

なお、第5項につきましては、この後、御審議いただく第3号議案に関連する「公聴会」に係る規定となつてございまして、当委員会では、県から諮問のあった海区漁場計画の変更案に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならないこととなっております。

参考までに、2ページでございしますが、2ページには、今般の漁業権切替えに係るこれまでの手続き経過と免許までの今後の予定について、表で整理しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和5年9月5日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございします。標題は、「海区漁場計画の変更案について（諮問）」。本文では、令和6年3月1日に漁業権切替えとなる定置漁業権について、岩手海区漁場計画の変更案を作成したので、委員会の意見を求めることが記載され、その下に「記」として免許予定日、存続期間及び申請期間が示されてございます。

前段で御説明いたしましたとおり、今後、委員会として、海区漁場計画の変更案について答申するに当たり、事前に公聴会を開催することになりますが、その公聴会を開催するためにはあらかじめ利害関係人に対して意見を聴く海区漁場計画の変更案の内容をお示しする必要がございします。

今般、県から諮問のございました計画の変更案を、その公聴会を開催するための縦覧資料として関係市町村や県の機関に配架したいと考えてございしますが、委員会として計

画の変更案について了知しておく必要がございますので、その具体的な内容につきまして、県水産振興課から御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、第2号議案「海区漁場計画の変更案」につきまして、御説明させていただきます。

最初に、今回諮問させていただきました海区漁場計画の変更につきまして、簡単ではございますが、御説明いたします。過去の漁場計画におきましては、共同、区画、定置漁業権で別々に漁場計画を作成したところがございますが、先般の漁業法改正後には、これら三つの漁業権を一つにまとめた海区漁場計画を作成することとされております。本県におきましては、既に共同及び区画漁業権についての海区漁場計画を作成しておりますので、今回はこの計画を「変更」して、定置漁業権に関する計画を追加するものがございます。手続としましては「海区漁場計画の変更」ということとなりますが、既に作成した共同及び区画漁業権の漁場計画も含めて資料配布するのは大変なボリュームとなりますので、皆さまのお手元には定置漁業権に関する計画のみを抜粋してお配りしておりますことを、あらかじめ御了承願います。

それでは、お手元の資料別冊1「海区漁場計画の変更(案)のうち定置漁場権の漁場計画(案)説明資料」と書かれました横長の資料の1ページをお開きください。こちらの表は、今般の定置漁業権切替えの内容をまとめた「内容別総括表」となっております。

表の右、「計」の欄を御覧ください。現在の免許漁場数は81漁場となっておりますが、今般の切替えで計画しましたのは、1漁場が廃場となり、合計80漁場となっております。80漁場の計画に係る内訳は、現行どおりで変更のない漁場が77、区域を移動する漁場が1、漁期を延長する漁場が2となっております。

次に、各漁場の区域や漁業時期などについて御説明いたします。お配りした別冊2に海区漁場計画の本文、別冊3に漁場図を掲載しているところですが、計画の要点につきましては、引き続き、別冊1を使用して御説明いたします。別冊2と別冊3につきましては、後ほどお目通しをいただければと思っております。

それでは、別冊1の2ページを御覧ください。こちらは、定置漁業権の漁場計画(案)の内容を2ページから4ページにかけて一覧表にまとめたものがございます。

表の左に公示番号の欄がございますが、その中の小項目の「計画」欄に記載の数値は海区漁場計画を公示する際の番号で、免許の際は免許番号となるものがございます。「現行」に記載の数値は現在の免許番号となっております。

表の右に「条件」欄がありますが、この欄の中に「標識」、「網目制限」など、五つの小項目がございます。これらの小項目に関する具体的な内容につきましては、同じ資料の5ページの「定置漁業権の免許条件」の表に整理してあります。

例えば、「標識」の欄に「A」と書いてある漁場につきましては、「沖出し最先端部、または漁場区域の頂点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を設置

しなければならない」という条件が付されますし、「網目制限」の欄に「外海」と書いてある漁場については、「毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は5.0センチメートル以上の大きさにしなければならない」という条件が付きます。

「標識」と「網目制限」について、条件を付す理由について御説明いたします。「標識」についての条件は海上保安部署からの要請によるもので、船舶の航行上、特に危険な箇所にはレーダー反射板も併せて設置することとしております。また、航路に面した箇所には赤色又は緑色の灯火を設置することとされておりました、これら三つのパターンをA、B、Cに区分して記載しております。

次に「網目制限」についてですが、これは、放流して間もないさけの稚魚が漁獲されないようにするため、漁場の設置位置により二つのパターンの網目の大きさと期間を条件としておりました、一覧表には内湾漁場を「内湾」、それ以外に位置する漁場を「外海」として記載しているものでございます。

その他の条件についても、簡単に御説明いたします。「さけ親魚確保」の欄につきましては、漁業時期にさけの来遊時期が含まれている漁場について、「さけ親魚の確保に係る操業停止等」の条件を付しております。そのほか、「垣網沈下」と「左記以外の条件」につきましては、漁場の位置、個別事情、過去の経緯などによりまして、条件を付しているものでございます。

それでは、今般計画した漁場のうち、現行免許内容から変更があるものにつきまして、御説明いたします。表の2ページに記載の漁場については変更がございませんので、3ページを御覧ください。

現行の免許番号201号「野島」漁場につきましては、この度の区画漁業権免許切替えの際、近隣の区画漁業権漁場の区域が変更となったことに伴い、釜石海上保安部から、新たに「緑色の標識灯」を追加するよう要請がありましたので、条件に追加することとしたものでございます。

同じく3ページ、現行の免許番号205号「四丁目」漁場と、現行の免許番号308号「鬼間ヶ崎」漁場につきましては、春に来遊するサバやマイワシを漁獲するため、漁業時期を早めて3月1日から操業を開始し、漁期を延長しようとするものでございます。漁期延長については、昨年8月の第433回岩手海区漁業調整委員会にて御報告しております。「令和5年度海区漁場計画作成基準」に合致する場合にのみ認められます。当作成基準において、漁業時期の変更は「秋さけに対する漁獲圧が増加しない場合」に限って認めることとしておりました、いずれの漁場もこの条件に合致しておりますので、変更を認めることとした計画となっております。

同じく3ページ、現行の免許番号306号「二ツ水」漁場につきましては、6ページの漁場図を御覧ください。この漁場は、近年の急激に変化する潮流と激甚化する波浪のため、垣網が岩礁とこすれることで、毎年のように網が破損する被害が発生しているものでございます。このため、垣網が岩礁にこすれない位置を漁業権者が調査・検討した結果、

垣網を少し南にずらしたいということで、それに合わせて漁場区域の陸側の基点を少し南西方向にスライドしようとするものでございます。漁場の区域の移動についても、「令和5年度海区漁場計画作成基準」に合致する場合にのみ認められますが、その作成基準では、漁場の区域の移動につきましては「やむを得ない事情があると認められる場合」、具体的には「海底の根などによる漁具の被害が頻発するなど、経営上大きな問題があると認められる場合」に限って認めることとしております。当該漁場では、年によっては1千万円を超える修理費が発生しておりますので、この条件に合致しているものとして、変更を認めることとした計画となっております。

最後に、廃場漁場についてでございます。現行の免許番号309号「大平」漁場については、免許を受けてからこれまでに操業実態がなく、また、漁業者からも海区漁業計画に設定してほしいという要望もなかったことから、今般の切替えに際しては、海区漁場計画に設定しないこととしたものでございます。

なお、廃場となる大平漁場を除き、今般の海区漁場計画に設定する漁場は、全て適切かつ有効に活用されておりますので、漁業法第73条第2項第1号の規定によりまして、既存の漁業権者に対して優先的に免許するものとされています。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「なし」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、県が作成した海区漁場計画の変更案を公聴会のための縦覧資料とすることとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、計画の変更案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

それでは、続きまして第3号議案でございます。「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第3号議案、「公聴会の日時及び場所の決定について」。要旨、漁業法第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

先ほど、第2号議案で御審議いただきました海区漁場計画の変更案について、後日、答申するに当たり、委員会が主催する公聴会を開く必要がございます。そのために、公聴会の日時等を決定いたしまして、公示しようとするものでございます。

最初に、資料の4ページをお開き願います。一番後ろになります。上段に漁業法の抜粋をお示ししてございます。

先ほどの第2号議案でも、若干、触れさせていただきましたが、公聴会を開催する根拠は、太字で下線を引いている第64条第5項の所になります。「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されてございます。

次に、2ページを御覧願います。公聴会の手続きに関し必要な事項を定めた委員会の規程でございます。ポイントとなる所を太字で表示しておりますが、先ず、第2条で、委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をしなければならないこと。また、第4条では、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示すること。さらに、第6条では、公聴会における公述人の範囲が規定されておまして、これらの規定と前段の漁業法第64条第5項の規定に基づき、令和6年3月1日免許に向けた今後のスケジュール等を勘案いたしまして、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

なお、この公聴会を開催するに当たり、留意すべきポイントとなる事項について、下線を引いて表示してございますので、後ほど、御確認いただきたいと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。公示日につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月15日を予定しております。会長名でお出しいたします。

1の公聴会の日時及び場所でございますが、「令和5年10月2日、月曜日、午後1時30分から。岩手県盛岡市内丸16番1号、岩手県水産会館5階大会議室」としてございます。

この公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のございました定置漁業権に係る「海区漁場計画の変更の案」についてでございます。

その「海区漁場計画の変更の案」の縦覧場所につきましては、3として、(1)沿岸各市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としてございます。以上が、公聴会の開催に係る公示案になります。

なお、この公示案につきましては、県報掲載に当たって、今後、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「なし」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第3号議案について、原案のとおり公聴会を開催することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり開催することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項「定置漁業権の免許をすべき者の審査基準(案)について」を、県から説明をお願いします。

太田漁業調整課長

報告事項「定置漁業権の免許をすべき者の審査基準(案)」につきまして、御説明させていただきます。

先の漁業法改正によりまして、同一の漁業権について免許の申請が複数ある場合には、その漁業権が新規漁場である場合や、あるいは類似漁業権であっても現に免許を有する者からの申請がなかった場合には、漁業法第73条第2項第2号の規定に基づき、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められた者に免許をすることとなります。

この審査基準は、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ基準を定め、公表する必要がありますので、今年の9月1日に切替えとなりました共同漁業権と区画漁業権については、今年3月の第436回岩手海区漁業調整委員会において審査基準案を御説明の上、審査基準を作成・公表していたところでございます。

その際、定置漁業権については、別途、審査基準案を作成の上、改めてお示しすることとしておりましたので、本日は、その内容について御説明させていただきます。

それでは、緑色の表紙の資料の1ページをお開きください。

第1「目的」としまして、同一の定置漁業権に複数の免許申請があった場合、第2の審査基準により判断することを規定しております。

次に、第2「定置漁業権における審査基準」についてでございます。定置漁業権は、漁業権者自らが経営する個別漁業権になりますが、個別漁業権については、複数の免許申請による競願となる可能性があるため、審査基準を具体的に示しているところでございます。審査基準は、漁業法第73条第2項第2号において、「漁業生産の増大やこれを通じた漁業所得の向上、就業機会の確保、その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許するとされておりますので、その具体的内容を例示的に列記しているところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページには、審査項目と審査の視点を表にまとめてございます。定置漁業権の免許申請者には、これらの審査項目についての計画書を作成していただき、その内容が最も優れている申請者に対して、別表の右欄に定める点数を加点し、その合計値により免許すべき者を決定したいと考えております。

続いて、3ページを御覧ください。3ページ以降は事業計画書の様式となっております。免許申請者には、これらの様式による事業計画書を作成の上、免許申請書に添付していただき、県で審査の上、免許すべき者を決定することとなります。

なお、今般の海区漁場計画に設定する漁場は、全て適切かつ有効に活用されておりますので、漁業法第73条第2項第1号の規定により、既存の漁業権者に対して免許されることになるので、競願にはなりません。事業計画書は、漁業法施行規則において免許申請書に添付することとされているため、免許申請者に対しては、必ず作成の上、添付するようお願いすることとしております。

説明は以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様から御質問等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

大井会長

ありませんか。

大井会長

御質問等なければ、次に「その他」に移ります。

報告事項終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

大井会長

県から情報提供はございませんでしょうか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局から何かございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡させていただきます。

最初に、本日のこれからの日程でございますが、この後、予定では3時30分からこの会場で宮城海区漁業調整委員会の委員さんとの交流会を開催させていただきます。若干、時間が早めに進んでおりますので、準備が早く整うようであれば、時間を少し繰り上げた形での開始になるかもしれませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。この後、交流会用に会場の準備をさせていただきますので、引き続き、交流会に出席される委員の皆様には一旦会議室の外で御休憩いただきまして、こちらの準備が出来しだいお声がけさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の委員会の予定でございます。先ほどの第3号議案で御決定いただきました定置漁業権の切替えに関係した公聴会についてでございますが、来月、10月2日月曜日、午後1時30分から、本日と同じこの会場で開催いたします。また、その公聴会を踏まえまして、引き続き、第441回委員会を開催いたしまして、海区漁場計画の変更案等の議案を御審議いただく予定にしております。その際、大変申し訳ございませんが、本日第2号議案で使用しました別冊資料を含めた議案書を再度使用いたしますので、御持参くださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦勞様でございました。

終了（午後2時50分）
